

『中東遠地域豪雨災害減災協議会』の設立趣意書

平成27年9月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念される。

こうした背景から、平成27年12月10日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。本答申において「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、水防災意識社会を再構築する必要がある」とされていることを踏まえ、国土交通省は新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」を発表した。

直轄河川管理者は、全国の直轄河川を対象として、当ビジョンを実現させるため、直轄河川管理者、県、市町等関係機関が連携し減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進する減災対策協議会を設立した。

このような中、平成28年8月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害では、中小河川においても甚大な被害が発生しており、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに加速させ、全ての地域において取組を推進していくことが必要との考えから、平成28年10月7日付国土交通省水管理・国土保全局長通知により、県管理河川についても、「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組拡大の要請を受けた。

これらを踏まえ、中東遠地域において、二級河川太田川流域をはじめとする県管理河川においても「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する」との共通認識のもと、河川管理者、市町などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、意識変革と災害リスクに応じたハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に豪雨災害減災協議会を設立するものである。

中東遠地域豪雨災害減災協議会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、中東遠地域豪雨災害減災協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、昨今の豪雨の激化による甚大な水害の頻発を踏まえ、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、関係市町と国、県等が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進し社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表－1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の招集、進行及び運営は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて構成員以外の者の参加を要請し、意見を求めることが出来る。

(幹事会の構成)

第4条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表－2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の招集、進行及び運営は事務局が行う。

4 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて構成員以外の者の参加を要請し、意見を求めることが出来る。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会において実施する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

1) 現況の水害リスク情報と減災に係る取組状況の共有

2) 減災目標の共有と目標達成に向けて各構成員が取り組む事項をまとめた「取組方針」の作成・共有

3) 「取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

4) その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。

ただし、個人情報等で公表が適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、交通基盤部河川企画課、土木防災課、袋井土木事務所、危機管理部危機対策課、西部危機管理局が務める。
- 3 代表事務局は、交通基盤部袋井土木事務所が務める。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は平成29年1月31日から実施する。

別表－1 豪雨災害減災協議会 構成員

関係機関名	役職名
磐田市	市長
袋井市	市長
掛川市	市長
菊川市	市長
御前崎市	市長
森町	町長
静岡地方気象台	台長
国土交通省 浜松河川国道事務所	所長
県 危機管理部	理事（防災対策担当）
県 危機管理部 西部危機管理局	局長
県 交通基盤部 河川砂防局	局長
県 交通基盤部 袋井土木事務所	所長

別表－2 豪雨災害減災協議会 幹事会 構成員

関係機関名	役職名
磐田市 総務部 危機管理課	課長
磐田市 建設部 道路河川課	課長
袋井市 総務部 防災課	課長
袋井市 都市建設部 建設課	課長
掛川市 危機管理部 危機管理課	課長
掛川市 都市建設部	参事
菊川市 危機管理部 危機管理課	課長
菊川市 建設経済部 建設課	課長
御前崎市 危機管理部 危機管理課	課長
御前崎市 建設経済部 建設課	課長
森町 総務課	防災監
森町 建設課	課長
静岡地方気象台	防災管理官
国土交通省 浜松河川国道事務所	調査課長
県 危機管理部 危機対策課	課長
県 危機管理部 西部危機管理局	技監兼地域支援課長
県 交通基盤部 河川砂防局 河川企画課	課長
県 交通基盤部 河川砂防局 土木防災課	課長
県 交通基盤部 袋井土木事務所	次長（技術）